

議案第41号

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月7日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

教員特殊業務手当の支給額の上限を改める必要があるので、本案を提出いたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年葛飾区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項中「6,400円」を「16,000円」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第17条第3項の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。

(教員特殊業務手当の内払)

- 3 改正後の条例第17条第3項の規定を適用する場合には、改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。